長 野 ハ ム ク ラ ブ 規 約

第１章　総　則

（名　称）

第１条　本会の名称は、「長野ハムクラブ」といいます。

（事務所）

第２条　本会は、事務所を会長宅に置きます。

第２章　目　的　および　事　業

（目　的）

第３条　本会は、長野市及び同市周辺に居住するアマチュア無線に趣味を有する者をもって会員とし、会員相互の友好を深め、あわせてアマチュア無線の健全な発展を図ることを目的とします。

（事　業）

第４条　本会は、前条の目的達成のためつぎの事業を行います。

（１）　アマチュア無線に関する調査、研究および資料の収集

（２）　アマチュア無線に関する講習会、研究会、競技会等の主催

（３）　会報の発行

（４）　クラブ局（社団局）の管理および運用

（５）　アワードの発行

（６）　災害時の非常通信活動およびその訓練の実施

（７）　業績に対する謝意表彰

（８）　ＪＡＲＬの行う事業の実施の促進および協力

（９）　その他本会の目的達成に必要な事項

第３章　会　員

（入　会）

第５条　本会に入会しようとする者は、会費を添えて申し込むものとします。

（会　費）

第６条　会費の額は、**年額を単位として**つぎのとおりとします。

第７条　会費の納入は新年の１月から総会開催日までとし、これを新年度分とします。

（１）**会員**　　　　　　　　年額　　１，５００円

（２）家族会員　１名につき　年額　　　　８００円

（３）高校生以下はこれを免除する

但し、平成 27 年度以降暫定的に下記のとおり運用する

（１）会員　　　　　　　　　年額　５００円

（２）家族会員（但し同居している者）並びに高校生以下は免除

（平成２７年度総会で決定）

（権　利）

第８条　会員の権利は、他人に譲渡することができません。

（退　会）

第９条　会員が退会しようとするときは、その旨届け出るものとします。

２．前項にかかわらず、総会開催日より、会費を２か月以上滞納した者および死亡したときは、退会したものとみなします。

（除　名）

第１０条本会の規約に違反し、またはアマチュア無線の健全な発展を阻害する行為をする者は、総会の決議により除名することができます。

第４章　役　員

（役　員）

第１０条　本会につぎの役員を置きます。

（１）　会長　　　　　　１名

（２）　副会長　　　　　２名

（３）　幹事　　　　　若干名

（４）　会計監事　　　　１名

但し、平成 27 年度以降暫定的に次のとおりとする

（１）　会長　　　　　　　　　　１名

（２）　副会長　　　　　　　　　１名

（３）　会計・クラブ局管理担当幹事　１名

（４）　事務局担当幹事　　　　　１名

（５）　ホームページ管理担当　　１名

（６）　会計監事　　　　　　　　１名

（平成２７年度総会で決定）

（選　任）

第１１条　役員は、総会において選任します。

（任　期）

第１２条　役員の任期は２年とし、総会において就任し退任します。ただし、再任は妨げません。

１．補充または増員された役員の任期は、他の役員の残任期間とします。

（職　務）

第１３条　会長は、本会を代表し本会の事務を掌理統括します。

２．副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは代理をします。

３．幹事は会計事務ならびに本会が行う事業を担務します。

４．会計監事は会計を監査します。

（顧問等）

第１４条　本会に、顧問等を置くことができます。

２．顧問等は、信越地方本部長、ＪＡＲＬ理事、監査長、支部長の経験者ならびにその他の者を会長が委嘱することができます。

３．顧問等は本会の運営に関し、総会もしくは役員会に出席して助言することができます。

第5章　会　議

（会議の種類）

第１５条　本会の会議は、総会および役員会とします。

（総　会）

第１６条　総会は、毎年１回開催します。

２．総会に付議する事項は、この規約に定めるもののほか、つぎのとおりとします。

（１）　事業計画および収支予算

（２）　事業報告および収支決算

（３）　その他重要な事項

３．本会は、必要により臨時総会を開催することができます。

（役員会）

第１７条　役員会は、役員をもって組織します。

２．役員会は、会長が必要に応じて召集します。

（議決方法）

第１８条　本会の議決は、民主的な方法で行なわれなければなりません。

第6章　会　計　お よ び　資　産

（会　計）

第１９条　本会の経費は、会費およびその他の収入からなります。

（会計年度）

第２０条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わります。

（資　産）

第２１条　本会は、クラブ局ならびにアワードにかかわる資産を所有することができます。

（資産の取得および処分）

第２２条　資産の取得および処分は、総会の決議によらなければなりません。

（帳簿類）

第２３条　本会には、つぎの帳簿類を備えます。

１．規約類　　２．会員名簿　　３．役員名簿　　４．会計簿　　５．事業記録簿

６．資産内訳簿　　７．会報綴り　　８．引継簿等

第７章　補　則

（改　廃）

第２４条　この規約および内規類の改廃は、総会の決議によらなければなりません。

（内規類の制定）

第２５条　この規約を施行するため、別に内規類を定めることができます。

附　則

１．この規約は、平成５年（１９９３年）７月３１日から施行します。

２．この規約の施行にともない、従前の長野ハムクラブ規約は廃止します。

３．従前の長野ハムクラブ規約の廃止の前日に長野ハムクラブ会員であった者は、引続きこの規約による長野ハムクラブの会員とみなします。

４．長野クラブ賞の規定は、昭和４８年（１９７３年）６月３日から施行します。

５．長野市制施行１００周年記念賞の規定は、平成１０年（１９９８年）５月１日から施行します。

６．平成１２年（２０００年）５月２８日に、本規約内容の見直しを行い、事業、会費、役員等各条項の一部を改定、同日から施行します。

７．長野ハムクラブ社団局管理運用規定は、平成１２年（２０００年）５月２８日から施行します。

８．災害時の非常通信活動およびその訓練の実施規定は、平成１２年（２０００年）５月２８日から施行します。

９．平成１９年（２００７年）４月２２日に、本規約内容の見直しを行い、目的、退会、役員の各条項の一部を改定、同日から施行します。

１０．平成１０年（１９９８年）５月１日から施行した長野市制施行１００周年記念賞の規定は、平成１９年（２００７年）４月２２日をもって廃止します。

１１．平成２３年４月１７日、第３章会費納入、及び退会の規定を変更しました。

１２．平成２４年総会で第７条（３）を追加しました。

１３．平成２７年度総会決議で会費と役員構成につき暫定規則を定めるが、引き続き伝統ある長野ハムクラブを末永く継続できる様に互いに努力、協力することを期待する。

長 野 ク ラ ブ 賞 規 定

１．賞　名　　　長野クラブ賞

２．発行者　　　長野ハムクラブ

３．ルール　　　長野県内の１９市・１４郡（３３市郡）より異なる２０市郡のＱＳＬカード各１枚を取得します。

ただし、つぎの条項の条件を満たすこと。

（1）　長野市を必ず含むこと。

（2）　長野県内に在住する０エリアのコールサインを有するアマチュア局のＱＳＬに限ります。

４．申請方法　　ＧＣＲ＋申請手数料５００円（現金・定額小為替）

５．その他　　　ＱＳＬリストには市郡名を必ず記入します。

外国局には発行しません。

申請者の移動範囲は制限しません。

６．申請先　　　ＪＡ0ＣＣＲ　　滝澤　和昌

〒３８１－００４５　長野市桐原２－２２－８

(注)

１．本規定は、昭和４６年（１９７１年）9月１日より「ＷＯＲＫＥＤ　ＮＡＧＡＮＯ　２０」の賞名・長野アマチュア無線クラブの発行者名で発行を開始。

２．昭和４７年（１９７２年）２月より発行者を長野ハムクラブに変更。

３．昭和５２年（１９７７年）８月より図柄を佐久間象山電信発祥に変更。

４．平成9年（１９９７年）１０月１日に手数料と申請先を改定。

５．本規定は、平成１０年（１９９８年）１月号 CQhamradio 誌のＰ．２３５に紹介。

６．平成１９年（２００７年）４月２２日に、上記３．ルールの市郡の数を、市町村合併により改定する。

長野ハムクラブ社団局管理運用規定

（名　称）

第１条　本アマチュア無線社団局を、長野ハムクラブ局と称します。

（コールサイン）

第２条　本クラブ局の識別符号（コールサイン）は、ＪＡ０ＹＡＧです。

（常置場所）

第３条　本クラブ局の常置場所は、長野市内とします。

（運用範囲）

第４条　本クラブ局の移動運用範囲は、陸上および海上とします。

（免許の年月日）

第５条　本クラブ局は、平成９年（１９９７年）８月１２日に免許され、開局しました。

（運用周波数・電波形式・空中線電力）

第６条　本クラブ局の運用周波数帯・電波型式・空中線電力は、免許状記載の各項のとおりとします。

（無線設備）

第７条　本クラブ局の無線設備は、免許状に対応するよう整備します。

（管理体制）

第８条　本クラブ局の維持管理のため、担当幹事を選任します。

（経　費）

第９条　本クラブ局の経費は、クラブ会費、寄付金などによります。

（運　用）

第１０条　本クラブ局は、会員の協力によりコンテストなどに参加します。

（その他）

第１１条　本クラブ局に関する事項の改廃は、必要により決めていくこととします。

附　則

１．この規定は、平成１２年（２０００年）５月２８日から施行します。

災害時の非常通信活動およびその訓練の実施規定

（目　的）

第１条　この規定は、ＪＡＲＬの「非常通信に関する規程」および「大規模災害発生時の非常通信に関する基本方針と実施要領」にもとづき、長野ハムクラブのアマチュア局およびクラブ局が実施する非常通信およびそのための訓練を行うことを目的とします。

（基本事項）

第２条　会員の自主的判断によるボランティア精神により、自己責任において非常通信に協力します。

２．クラブは、地方自治体等の災害応急対策に協力するため、非常通信支援体制を確立することに努めます。

３．非常通信網は、地域的なもの、さらにＨＦ帯やＶ／ＵＨＦ帯によるものや、パケット・画像利用など多層的な通信網を目指し、また地方自治体や地方防災機関と連携し、地方防災計画に合わせた通信網とします。

４．　非常通信訓練を一定期間ごとに実施し、災害情報の伝送や無線局（クラブ局等）の設営、保守などを普段から訓練し、災害時に備えます。

（非常通信支援体制）

第３条　非常通信でもっとも重要なことは、情報が正確に伝達することで、早くても内容に誤りは禁物です。この点を重視して、サブ基地局・個人局の系統の支援体制を作り、情報の伝達はサブ基地局がコントロール局として情報発信者や情報内容を確認し、伝達します。

（ボランティア登録）

第４条　非常通信の支援には、会員のボランティア体制を整えて活動することが必要です。当クラブでは、災害発生時に早く初期の非常通信支援体制づくりのため、協力されるボランティアの方々をあらかじめ登録するものとします。なお、この登録の方は、自己責任において活動していただくため、未成年者は対象となりません。ただし、保護者の許可または同伴の場合は、災害時の状況により関係機関と協議して、会長が決めることとします。

（災害時の支援体制の締結）

第５条　支部と長野県との災害支援体制を参考に、ＪＡＲＬの実施要領の例にならい、他クラブと連携して長野市等地方自治体との災害支援協定の締結に努めます。締結によって防災会議等に参加し、アマチュア無線が社会に積極的に貢献する活動の一環として、災害時における非常通信を実施することとします。

（組　織）

第６条　この業務は、会長が統括し、「非常通信幹事」が担当します。非常災害発生または発生の恐れがある時は、担当幹事は会長の指示により各役員の協力を得て、会員の組織を編成し要員の確保、機器の手配等に努めることとします。なお、第４条のボランティア登録制度を活用し、あらかじめ要員確保等備えておきます。

（無線設備類）

第７条　常置場所の運用の場合、停電の際の電源確保対策を整え、マイカー及び発動発電機による電源供給などあらかじめ確認しておきます。災害体験からハンディー機器の使用が多く、乾電池類の早急な手配および供給対策の万全を期すよう日ごろの準備をしておきます。

２． 支援体制面から各地域にあらかじめサブ基地局を指定しておき、Ｖ／ＵＨＦ帯を　主体に対応する機器類の確保、点検整備に努めておきます。

３． ボランティア登録時に移動対応機器の全容を把握しておき、定期的に補正し現行維持に努めます。

（運用体制）

第８条　市内地図に会員局位置を確認し、各地域をブロック割りにし、サブ基地局を複数指定し、準備しておくこととします。なお、ブロック割りは、局数を配慮して長野市等行政の地区別単位を参考とします。地区単位の局数によっては近接地区を適宜集約しブロックを構成し、運用体制名簿をあらかじめ作成し、現行を維持します。また、このサブ基地局でクラブ局を運用する場合を想定し、各ブロックの個人局との通信網を構成し、運用体制を整えておくこととします。

（服装・携行品等装備）

第９条　非常または災害時および実地訓練の場合には、つぎのものを標準的装備として、各自持参することが望ましい。

作業衣（ジャンパー等）、軍手、雨具、作業靴、長靴、保安帽（クラブのヘルメット貸与）、腕章（クラブ名入り貸与）、飲料水、弁当、ハンディー機等無線機器、ラジオ、懐中電灯、各種乾電池、ナップザック、シート、コップ、箸、スプーンセット、クラブ会員名簿、コールブック、発発用燃料、炊事セット、炊事用燃料、コード類、同軸ケーブル、各種工具、無線機器取扱説明書等、ノート類、筆記用具、セロテープ等、菓子缶空箱、救急用品、タオルなど

（注）個人着用を除き、共用品には「コールサイン」を記入し混乱しないよう、各自の責任で対処します。

また、マイカーは、無線機器などの装備状況を考慮し単独行動は避け、同乗運行による安全運転に努めます。災害発生時の緊急車両の指定には、最小限の申請許可となると思われるので、事前に指定しておくことが望ましい。

附　則

１．この規定は、平成１２年（２０００年）５月２８日から施行します。